

北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)  
に関する説明会

日 時 平成25年6月11日(火)13:30～  
場 所 札幌市 第二水産ビル 8F A会議室

## (1)開 会

### ○司 会(道農政部畜産振興課):

時間となりましたので、ただいまより「北海道におけると畜牛のB S E検査の見直し(案)に関する説明会」を開会します。

私は、本日の進行を務めます北海道農政部の多田と申します。よろしく申し上げます。

開会に当たりまして、北海道農政部食の安全推進局長の多田よりご挨拶申し上げます。

### ○多田食の安全推進局長(道農政部):

道の農政部でB S E対策を担当しています食の安全推進局長の多田でございます。「北海道におけると畜牛のB S E検査の見直し(案)に関する説明会」の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中をご出席をいただいたことに対しまして、まず心からお礼を申し上げます。

皆様既にご承知のとおりB S E対策につきましては、平成13年9月に国内で初めての発生があった以降、飼料規制あるいは、と畜場における特定危険部位の除去、さらにB S Eの検査、トレーサビリティなどに関係者が一丸となって取り組んできたところです。その結果、国内においては平成21年1月を最後に発生はなく、5月29日にフランスのパリで開催されました、国際獣疫事務局総会において我が国がB S Eの清浄国に認定されています。また、現在、国では、B S E対策の見直しで7月1日から48か月齢超に検査対象月齢を引き上げる省令の改正も行われたところです。

こうした中で道では、と畜牛のB S E検査のあり方につきまして知事の附属機関でありす北海道食の安全・安心委員会に検討をお願いして、食の安全・安心委員会では牛肉の生産・流通・消費、学術専門家による委員会を設置いたしまして、議論を重ねる中で「北海道が行うB S E検査のあり方についての提言」を取りまとめたいただいたところです。

道としては、この食の安全・安心委員会からいただきました提言を踏まえて「北海道におけると畜牛のB S E検査の見直し(案)」を取りまとめ、5月23日に公表しています。現在パブリックコメントも行っています。こうした道民の皆様あるいは関係機関・団体からのご意見をもとにB S E検査の見直しを検討していくこととしているところです。

今日のような説明会は5月23日にも札幌で開催しています。その時は食の安全・安心委員会からいただきました提言についてのご説明をさせていただいた訳ですが、今日の説明会は、内容的に重複する説明もあるかと思いますが、これまでのB S E対策あるいは提言、見直し(案)についてご理解を深めていただくこと、それとあわせて皆様のご意見をお聞きするという趣旨で開催するものです。私どもも丁寧にわかりやすい説明を心がけていきたいと思っておりますので、せっかくの機会ですのでぜひたくさんのご質問、ご意見をお聞かせいただくようお願い申し上げます、簡単ですが開会の挨拶とさせていただきます。

今日は、どうぞよろしく申し上げます。

### ○司 会(道農政部畜産振興課):

それではここで、配付しています資料の確認をします。

最初にアンケート用紙、次に資料1、北海道におけるB S E対策並びに北海道食の安全・安心委員会からの「北海道が行うB S E検査のあり方についての提言」、次に資料2、

「北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)について」の三つの資料を配付しています。資料が不足しておりましたら受付の係員にお申しつけください。またアンケート用紙につきましては、受付に回収箱を用意していますので、お帰りの際に提出をお願いします。

続いて、本日の進行についてご説明します。

最初に、北海道におけるBSE対策等について、北海道農政部生産振興局畜産振興課主幹の小田より説明します。

引き続き、北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)について、北海道農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生担当課長の奥田より説明します。

その後10分間の休憩を挟みまして、本日の説明内容につきまして会場の皆様との質疑の時間をもちます。

なお質問につきましては、効率的にお答えしていくため、市町村、所属、氏名をはっきり述べていただき、質問は1人1問ずつ簡潔にお願いします。

それでは、まず初めに北海道におけるBSE対策等について小田から説明します。

#### ○小田主幹(道農政部畜産振興課):

北海道畜産振興課の小田と申します。これから説明させていただきます内容については、5月23日に札幌で説明させていただいた内容と重複しますが、道の見直し(案)についての説明の前に、改めて頭の整理として聞いていただけると幸いです。よろしくお願いします。

(スライド1、2)

それでは、北海道におけるBSE対策並びに北海道食の安全・安心委員会からの提言に関しましてご説明させていただきます。

説明に入る前に、基本的な事項としましてBSEについて補足説明させていただきます。

まずBSEですが、牛海綿状脳症と訳されますが、これは牛の病気です。原因は、BSEプリオンと呼ばれる異常なプリオンたん白質が牛の脳組織に蓄積することで脳の組織が萎縮して、あたかもスポンジのような状態となることで脳の機能が阻害され、異常な行動や運動失調といった症状を呈し、最後は死亡するという病気です。

この病気が牛群間で広まったのは、異常なプリオンたん白質、BSEプリオンが混入していた飼料を牛の飼料として使ったことで広まったと考えられています。

BSE自体は牛の病気ですが、BSEが発生した当初あるいは国内で初めて発生して以降、社会的な問題になったのは、このBSEが人へ感染したのではないかという疑いが持たれていたことによるものです。

(スライド3)

BSEが人に感染した観点で説明させていただきますが、もともと人にも異常なプリオンたん白質を原因とするプリオン病、クロイツフェルト・ヤコブ病という病気がありました。この病気は国内では10万に1人、年間200人位が発病しているという報告があります。この病気の特徴としましては、原因等は不明な部分が多いのですが、高齢の方が突発的に発病する孤発性といって単独で発生するというのが特徴です。

ところが、BSEが世界的にも一番多く発生していますイギリスでは、通常クロイツフェルト・ヤコブ病と性質が違うクロイツフェルト・ヤコブ病が発生し、それがBSEとの関係を疑われました。クロイツフェルト・ヤコブ病は高齢者が発病する病気です。イギ

リスではティーンエージャー、20歳前後の若い方も発生を見えています。また、脳波検査等を行いますとこれまでのクロイツフェルト・ヤコブ病とは違う所見が見られたことで、従来のクロイツフェルト・ヤコブ病と区別して変異型クロイツフェルト・ヤコブ病と呼ばれ、この変異型がBSEとの関係を疑われました。

(スライド4)

次に、BSE対策の国内及び道内における経過について説明させていただきます。

国内では、平成13年9月に初めてBSE患者が確認されています。また、2か月後の11月には北海道でもBSE患者が確認されています。この発生を受けまして平成13年10月以降、牛の飼料規制、と畜牛の特定危険部位、略してSRMとありますが、その除去。もう一つ、個体識別制度として、牛一頭一頭に番号をつけまして、それを番号登録し、牛の生年月日から飼育や移動の状況などをデータとして検索できる制度を確立しました。あと、これらのBSE対策の有効性を確認する意味で、と畜牛の全頭検査及び死亡牛検査で直接牛から材料をとってBSEの有無を確認するという対策が講じられました。

平成17年8月に、これらの取り組みを踏まえて厚生労働省は、と畜牛の全頭検査を一部見直すこととし、これまでの全頭から21か月齢以上に緩和する措置が取られています。道としましては、平成19年10月から11月に、と畜牛の全頭検査見直しについて、旭川、函館、札幌、帯広、道内4会場において、道民の皆様と意見交換をさせていただいています。

この見直しですが、当時、BSEは依然として国内で発生しており、SRMの対策は、全国的に見ますとまだ一部の地域で徹底されていない等の事情もありました。このような中で、国は平成17年8月から見直しを行い、平成20年7月に20か月齢以下の検査を対象としないことしましたが、道内においてはこの段階では全頭検査を継続しています。なお、47都道府県全部がこの段階では全頭検査を見直すという決断はできませんでした。

その後、平成21年1月、結果的に国内で最後のBSE感染牛が確認されています。また、同年5月、これまで日本がこのような対策措置を講じてきたことを踏まえて、国際機関あるOIEが、日本をBSE発生国から、一步清浄化が進んだ国、「管理されたリスク」の国に認定しています。さらに、平成21年1月以降、BSE感染牛は国内で発生はなく、加えて、日本時間の5月29日にOIE総会で日本は「リスクを無視できる国」、清浄国と国際的に認定されました。

そのような動きが見込まれていた平成23年頃から、国はBSE対策の見直しに着手し、平成25年4月、と畜牛の検査対象月齢を21か月齢以上から30か月齢超に変更しています。現在、全国の都道府県で、全頭検査の継続について盛んに議論されている状況にあります。

(スライド5)

BSE対策のポイントをご説明させていただきます。4点あります。

まず、牛への感染拡大を阻止して国内での発生リスクを低下させる重要な対策の柱が飼料規制です。世界的にも、ピークである1992年には3万7,000頭のBSEが発生していたものが、各国の飼料規制により2012年には21頭まで減少しています。

次に、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病のような人へのリスクを回避するための対策の柱が特定危険部位、SRMの除去になります。BSEに感染した牛の体内にあります異常プリオンたん白質につきましては、牛の体の特定の部位に蓄積することが研究で確認されています。その特定の部位をと畜場の段階で全部除去することにより、万が一、感染牛

がと畜牛に紛れ込んでも、異常プリオンを人間が摂取してBSEに罹患するリスクを極めて低減させるのに有効な対策です。

一つ飛ばしますが、個体識別制度です。牛一頭一頭の履歴をデータベース化して、どなたでもインターネットを経由して牛の経歴を確認できるものです。これは、その牛がこれまで育ってきた飼養などのデータを誰でも見られるという透明性を高めた制度の一つです。

これら三つの対策の有効性を確認する方法として、現在、実施されているのがBSE検査です。二つありますが、一つはと畜牛の検査。これは、食肉にするためにと畜場に搬入された牛についてBSEの検査をしています。もう一つは農場等で死んだ牛、死亡牛ですが、こちらも24か月齢以上について検査しています。

(スライド6)

飼料規制の補足ですが、肉骨粉について説明させていただきます。

肉骨粉、これは牛や豚などの家畜をと畜解体する時に出る食用にならない廃棄する残渣や農場等で死んだ牛をレンダリング施設で化製処理し、水分や油脂分を除去して粉末状にしたものをいいます。平成13年に国内でBSEが発生する以前は肥料や飼料に肉骨粉は利用されておりました。現在は、我が国では牛などの反すう動物を原料として作られた肉骨粉は飼料としての使用が全面的に禁止されています。海外からの輸入も禁止されています。この肉骨粉の規制が飼料規制の重要な柱になっています。

(スライド7)

次に飼料規制に伴う監視体制・検査体制の略図です。お手元の図を見ていただいたほうがわかりやすいと思います。今説明した肉骨粉は海外からの輸入もあります。あるいは、国内の生産現場からの死亡牛やと畜残渣から作られる場合もあります。かつては国内の飼料工場等で飼料の一部として利用されていましたが、現在では、飼料製造工場について国の機関が直接飼料を収去して、反すう獣由来のものが入っていないかどうか遺伝子レベルで検査して確認しています。

また道でも、飼料を配合あるいは混合して販売する業者や直接使う生産者の皆さんに対して、道の担当者並びに国の出先機関の農政事務所等で指導や研修を実施しています。

また北海道では、地方独立行政法人の畜産試験場で農場や飼料業者から収去してきた飼料について、反すう獣由来のたん白が含まれていないかどうかチェックしています。このように国内で流通している牛の飼料の中には反すう獣由来の肉骨粉は混在していないことを確認しています。

(スライド8)

次に、特定危険部位、SRMについて補足させていただきます。お手元の資料をご覧ください。ここに模式図で示してあります内容ですが、これは発症牛のプリオン分布について記載されています。まずは、この図により説明させていただきます。

先ほど、異常なプリオンたん白質は牛の体内でも特定の部位に蓄積されますと説明しました。その部位ですが、約63%は脳に蓄積されます。次に多いのが、背骨の中を走っている神経の脊髄。そして、脊髄から枝分かれしてくる背根神経節、神経の束ですが、ここにも多く蓄積されます。それから、盲腸の手前に回腸という部分がありまして、特に回腸遠位部という盲腸に近い部分、こちらも異常プリオンが蓄積しやすい部位として特定危険部位になっています。

これらのデータは実験感染等の研究から確かめられています。発症に至るまでの間このような部位にBSEプリオンが蓄積されるまでに一定の期間を要するために月齢の高い、いわゆる高齢牛ではBSE発症のリスクが非常に高いこととなります。それに比べて若い牛、若い時期に異常プリオンを取り込んだ場合、プリオンが体内を移動するのか説明します。まず、肉骨粉を口から摂取すると最初に喉のところにある扁桃にまずひっかかるため、ここに蓄積が見られます。扁桃にひっかからなかったものは胃などの消化管を經由して、回腸遠位部から体内に吸収されて、最終的に定着し増殖していく部位が神経系の部位です。

平成25年、今年の4月に、国は、と畜場の検査対象月齢を30か月齢超に引き上げると、SRMについても、これまでは脳、神経の組織あるいは回腸、扁桃、全てをSRMとして除去の対象としていたのを、と畜場の検査対象月齢に合わせて30か月齢以下の牛については、扁桃と回腸遠位部は引き続き危険部位として除去しなければならないとしています。神経系の組織については特定危険部位から外すことで省令の改正を行っています。

(スライド9)

次にBSE検査につきまして説明させていただきます。

BSE検査ですが、脳の一部、人間でいうと首の後ろ側にあります延髄を材料にしまして、エライザ法という検査方法で検査しています。これは、と畜牛も死亡牛も同じ検査方法で行っています。まず延髄を取り出して、それを材料として検査しますが、ここに一定以上の異常プリオンたん白質が溜まっていれば陽性となります。

BSE検査というのは飼料規制、SRMの除去、個体識別管理制度等のBSE対策が有効に機能しているかどうかを確認、検証するという位置づけで実施されています。若い牛では脳組織にBSEプリオンは溜まっていないため、4月1日から30か月齢以下の牛の脳、脊髄についてはSRMから除外されましたが、このことは仮に扁桃と回腸遠位部でBSEたん白が体の中に取り込まれている牛でも、若齢のものについては脳組織でまだ蓄積が進んでいない状況にあり、検査をしてもプラスにならず、マイナス、つまり陰性になるケースが十分想定されることをまずご理解ください。

(スライド10)

と畜牛のBSE検査ですが、手元の資料をご覧いただければ検査を行っている場所は解ると思います。道内には12か所のと畜場がありまして、年間約22万頭が処理されています。全国のと畜頭数120万頭と比較しますと2割位が北海道で処理されている現状にあります。と畜場ですが、北海道が所管すると畜場の他、中核市である旭川市と函館市の2市だけは独自に設置しており、この2市は北海道と連携しながらBSE検査を行っている状況です。

(スライド11)

死亡牛のBSE検査についても、全道7か所の家畜保健衛生所にBSE検査室を設けており、ここに24か月齢以上の死亡牛全頭をそれぞれの地域から運んで材料を採取し、道内3か所のエライザ検査を行っている家畜保健衛生所、具体的には札幌にあります石狩家畜保健衛生所、帯広にあります十勝家畜保健衛生所、それと別海町にあります根室家畜保健衛生所、こちらは中標津で検査していますが、この3か所で検査をしてBSEの状況を確認しています。死亡牛につきましては毎年約5万頭の検査を実施しています。全国の10万頭の半分が北海道で検査をしている状況です。死亡牛については、24か月齢以上は全頭ですが、神経症状、ふらつきや行動がおかしい、おびえる、といったBSE特有の症状を示

し、疑われるものは随時、全道の家畜保健衛生所に搬入されて検査を実施しています。

(スライド12)

次にBSE対策の総括図表です。

飼料については、輸入もありますし、農場で死んだ牛あるいは、と畜場で捨てられた部分が化製処理されて肉骨粉として以前は肥料に回されてきましたが、現在は牛など反すう獣由来のものはチェックされ禁止されています。飼料には一切混ざっていません。と畜された牛についてもと畜場でBSE検査がきちんとされています。陰性を確認したもののみ牛肉として流通するという流れになっています。個体識別管理制度により牛一頭一頭の履歴が確認できる国内体制が構築されています。これらの対策が有効に機能しているかどうかについては、と畜場の検査、死亡牛のBSE検査でBSEの発生状況を確認しながら検証しています。

(スライド13)

これは世界のデータですが、そういった対策が日本国内だけではなく世界的に実施されてきた結果、1992年をピークにBSEは急激に減少しています。2012年には21頭まで減少しています。ご承知のことと思いますが世界的にBSEが一番発生したのはイギリスありまして、トータルで約18万5,000頭の発生がありましたが、2012年には年間3頭にまで減少している状況にあります。あわせて、こちらのほうで多く報告されています人の変異型クロイツフェルト・ヤコブ病も、もう発生がない状況になっています。

(スライド14)

国内では、清浄国になる以前に36頭のBSEが発生しまして、残念ながら、そのうち25頭が北海道で発生しました。発生の分布を見ますとこのように生まれた月齢で2層のピークが確認されています。平成14年2月以降に生まれた牛では新たな感染事例はありません。これらの対策が評価されて清浄国認定という流れにつながっていることをまずご理解ください。

(スライド15)

ここまでBSEのこれまでの対策についておさらいさせていただきました。

引き続きまして、これらの対策を踏まえ、また、平成24年度からの国の動き等を踏まえて、北海道のBSE対策はどうあるべきかという見直しの検討を道としては始めており、その検討については知事の諮問機関の北海道食の安全・安心委員会にご議論、ご意見等をお願いしましたので、これらの経緯につきまして概要を説明させていただきます。

平成24年の秋ですが、国の見直しや日本が平成25年に清浄国に認定されると見込みがはっきりしておりましたので、道としましても、今、全国的に実施していますと畜場のBSE全頭検査をどうしていくかという見直しを北海道食の安全・安心委員会にご議論をお願いしました。

この委員会は各方面の有識者によって委員が構成されていますが、委員会の判断で、BSEの問題は学術的にも非常に複雑な要素もありますし、国でも専門的な方たちの議論を踏まえて措置が講じられていることもあることから、委員会の下にBSE専門部会を設置していただき、詳細な議論を進めていただいた次第です。BSE専門部会は、親委員会の委員を部会長として、特別委員を道内生産者団体の代表の方、牛肉の流通・加工団体の代表の方、消費者団体の代表の方、そしてBSE学術専門家としまして大学で研究されてい

る教授の方というメンバーで構成していただき議論を進めていただいたところです。

BSE専門部会は合計3回開催されました。

(スライド16)

第1回目は、北海道が行ってきたBSE検査などの取り組みに対して各委員からご意見をいただきました。

まず説明事項としては、BSEが国内で初めて発生した当時の状況、国が21か月齢未満の検査を平成17年に見直し平成20年から中止した、その当時の状況。そして、平成21年5月ですが、発生国から一歩進展した「管理されたリスク」の国に世界的に認められた当時の状況。そういった概要を順に説明させていただき、ご議論いただきました。

(スライド17)

これらの内容につきまして委員からいただきましたご意見等は、飼料規制、SRM除去、トレーサビリティ制度など総合的な対策により全国的にBSEのリスク管理は現状としてはしっかり行われている。検査ばかりではなく、そういった柱となる対策が大事。この説明会でもそうですが、これまで我々がお話しさせていただいていますように、BSE検査というのは、このような対策の有効性を確認・検証する手法なのだということを、きちんと正しい知識を道民の皆さんに広める努力を道として行いなさいというご意見をいただきました。

(スライド18)

次に、平成25年2月に開催した第2回BSE専門部会の議論の内容ですが、EUにおけるBSE対策に対する意見というテーマで、日本はBSE対策についてはヨーロッパの対策を模範として国内対策を進めてきた経緯がありますので、EUで今どのようなBSE対策、BSEのリスク管理を行っているかということを委員の皆様にご道から説明させていただいて、ご議論いただきました。

特にEUでも発生が多かった当初、各対策を講じたことで発生頭数が徐々に減少し、2005年に、これらの対策が有効に機能したことを踏まえて今後のBSE対策のあり方、リスク管理のあり方についてロードマップと呼ばれる5年計画の指針が制定されて、それに基づいた対応が行われていること。5年後の2010年には、さらに5年後を見据えた「第二次ロードマップ」が制定され、それをもとにまた新たな対策が進められていることについて説明いたしました。

あとは、BSE検査対象月齢についても欧州食品安全機関が行うリスク評価をもとに決定していく中で、2012年10月以降、ブルガリアとルーマニアを除くEU加盟25か国は、健康なと畜牛については検査を廃止することができるのではないかと進んでいるという状況を報告させていただいています。

(スライド19)

これらについて各委員からご意見をいただきましたが、その内容は、世界的にBSEのリスクが低下しているのは間違いない。ただ、日本は、これまでの経緯も踏まえてそういった新たな管理措置、あるいは管理措置の見直しになかなか踏み出せないでいるというご意見をいただいています。

(スライド20)

最後に、3回目のBSE専門部会では、まず1点目として、非定型BSEに対するご議



論、ご意見をいただいています。非定型BSEに関する資料につきましては、動物衛生研究所プリオン病研究センターにおいて摂取試験等のデータが整理されておりましたので、それを提供いただき説明させていただきました。

非定型BSEは世界で約70例の発生が報告されていますが、人の従来のクロイツフェルト・ヤコブ病と同じように高齢な個体、高齢牛で自然発生して、まだ原究明も困難な状況にあります。感染して広がっていくのではなく、ぽつぽつと散発的に発生するという意味で孤発性という言葉を使いますが、非定型BSEもそれに近い発生形態を持つと位置づけられています。イギリスや日本で36例の発生した従来型のBSEの発生頭数19万頭に比べると孤発性で発生したものは非常に小規模にとどまっている状況にあります。

非定型BSEは、ばらつきはありますが大体は6歳以上、平均すると8歳位の高齢牛で発生しており、こちらについては人でも毎年200人位発生している孤発型のクロイツフェルト・ヤコブ病と同じように孤発性で、自然発生するBSEの可能性が高いとされています。国内でも非定型BSEは2例確認されていますが、そのうち1例は比較的低位月齢の牛ではありましたが、その後、様々な検査・試験の結果、この牛が持っているプリオンは伝達は認められていません。

飼料規制やSRMの除去という対策の柱がまずあって、その上で、高齢牛については当然BSE検査も実施するという、この3点セットがあれば、非定型BSEのリスク管理にも有効であるという知見がありましたので、それを報告させていただきます。

(スライド21)

それに対しまして委員からは、非定型BSEについては原因、発生の機序などまだ解らない点が多々あるので、今後も研究は継続・推進することが必要というご意見をまずいただいたのと、不明な点はあるが、従来のBSE対策をきちんと的確に行うことが非定型BSEのリスク管理にも非常に有効だというご意見をいただいています。

(スライド22)

第3回BSE専門部会では、全国の都道府県と流通業界に対しまして、道独自にBSE検査の見直しについてのアンケートをとらせていただいた集約結果も報告させていただきます。

都府県に対するアンケート結果では、この段階では、全頭検査をやめる方向で検討中が40、未定が3という状況でした。

流通業界につきましては、全国や関東圏に展開する大手スーパーマーケットを中心に照会させていただき、合計34社からご回答いただきました。その回答を整理しますと、日本がと畜場における検査対象月齢を科学的根拠に基づいて世界基準に合わせていくことについて、約8割から理解するという回答をいただいたところです。

(スライド23)

このアンケート結果の報告に対する委員の皆様からのご意見は、BSE対策の一部を見直したとしても、科学的に必要と判断される安全に係る施策が今後も継続されることについて、わかりやすい説明や丁寧な周知が必要ですよというものでした。

(スライド24)

第3回BSE専門部会では、第1回から第3回の議論を踏まえまして「北海道が行うBSE検査のあり方についての提言」の案が取りまとめられまして、その案が親委員会であ

る食の安全・安心委員会に報告されて、今度は親委員会のほうでご議論いただきました。

お手元の資料もこちらのスライドも字が細かくて大変申し訳ありませんが、親委員会から道に対しまして4月24日にいただきました提言について補足させていただきます。

左側が提言の全文です。右側は、この提言をまとめていただく上で、これまで議論の参考にした文献、資料のリストになっています。

真ん中辺が主文、下のほうには、こういう条件をクリアしないとこの提言は有効ではありませんという付帯事項が書いてありますので、まず主文を説明させていただきます。

(スライド25)

これは拡大したのですが、結論としては、道の自主的な取り組みとして全頭検査を継続してきたけれど、下の五つの付帯事項を遵守することを前提にすると、全頭を対象とする必要性は認められないという内容になっています。

(スライド26)

五つの付帯事項ですが、1番目は、道内の生産者や流通関係者並びに消費者に無用の混乱を来さないため全国同一のリスク管理に取り組み、国民の食品に対する信頼の確保に努めること。

2番目は、BSE対策の有効性について道民だけでなく広く消費者に対して丁寧に説明を行うこと。

3番目として、安全にかかわる新たな問題が確認された場合は速やかに国に対応を求めること。

4番目、国と道は、今後の長期的な展望に立ったリスク管理のあり方について説明すること。国はヨーロッパで作られているいわゆるロードマップ的な指針を立てた上で、その指針に基づくしかるべき対策を講じていくも、その内容を国と道がしっかり説明していくこと。

最後は、非定型BSEを含めた調査研究を今後も継続して推進すること。

この五つの付帯事項を遵守するという前提で、結論として、道のBSE検査につきましては全頭を対象とする必要性はないという提言をいただいたことです。

私の前段の説明はここで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

#### ○司 会(道農政部畜産振興課):

引き続き、北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)について奥田から説明します。

#### ○奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):

ただいま紹介がありました家畜衛生担当課長の奥田と申します。今、主幹から、これまでの道が行ってきました、BSE対策の取り組みの流れや、提言をいただくまでの流れにつきましてご説明したところですが、道としては、ただいまの説明とあわせまして国の動きにつきまして5月20日から説明会を開催したところです。さらには全国の対応状況も確認した上で、5月23日に道の見直しに対する方針案を公表したところです。この道が発表しました方針案、「北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)」につきまして、お手元に配付しています資料2によりご説明いたしたいと思っております。

この見直し(案)につきましては、先ほど説明がりましたが、2ページ目に添付してあります「北海道が行うBSE検査のあり方についての提言」、これは北海道食の安全・安

心委員会で取りまとめていただいたものですが、この提言を踏まえて取りまとめた案です。

まず1 ページ目の1 の対応方針ですが、この(1)基本的な考え方についてです。

提言におきましては、と畜場におけるB S E検査については全頭を対象とする必要性は認められないとされましたことから、道が行っていると畜牛のB S E検査については、この提言を踏まえまして全頭を対象としないこととしました。

また、この見直しに当たりましては、現場におけるリスク管理を徹底し、さらには消費者の理解を進めるため、①として、製造を含む飼料販売業者や農家への巡回あるいは検査の頻度を増やすなどして最も重要な飼料規制を徹底することとします。

②として、と畜場における分別管理などによる特定危険部位の除去を徹底すること、③として、飼料規制や特定危険部位の除去についての広報活動や、と畜場見学会の企画などを行うこととしました。

次に、(2)提言の付帯事項への対応についてですが、提言の中に盛り込まれました五つの付帯事項につきまして道としての具体的な対応策を示しました。

①の全国同一のリスク管理に取り組むことにつきましては、全国同一となりますよう国や他の都府県との情報共有を行っています。

②のB S E対策の有効性について丁寧な説明を行うことにつきましては、本来国が行うべきこととして国に対して説明責任を果たすよう求めますとともに、道としてもパブリックコメントや本日を含めた説明会を開催するなど広報活動を行っていきます。

③の新たな問題が確認された場合の国への対応要求につきましては、非定型B S Eなど新しい問題が確認された場合には速やかに国へ対応を求めています。

④のリスク管理のあり方についての説明につきましては、先ほどもありましたけれどもロードマップと申しますか、長期的展望に立ったリスク管理の強弱、強める、あるいは弱めるといったような工程表、このようなものの作成を国に対して求める。そしてそれを公表することを求めますとともに、道としても、みずからできることとして飼料規制と特定危険部位の除去について強化を行うことと、その内容を積極的に情報発信していきます。

⑤の非定型B S Eを含めた調査研究の推進につきましては、非定型B S Eというのは孤発性のプリオン病と想定されています。人の孤発性クロイツフェルト・ヤコブ病というのは、加齢とともに細胞が老化いたしまして100万人に1人の方は自然に発生すると言われています。年間200人が発病すると言われていますが、牛に関していえば、国内ではこれまで1,300万頭以上と畜していますけれども、この中で非定型B S Eは2頭と極めて低い発生率です。生を全うすることであればもっと出るのかもしれませんが、若いうちにと畜されてしまうものですから発生率は非常に低い状況です。今後も自然な形では高齢な牛には発生すると思われまことから、国に対して調査研究の充実強化を求めていくとともに、独立行政法人北海道立総合研究機構の畜産試験場でも研究を行っています。現在、畜産試験場でも実際に牛に非定型を食べさせるという実験を行っています。2年経過していますが、まだ発病していない状況です。このような試験研究の継続あるいは強化を求めています。

続きまして、2の今後のスケジュールですが、この見直し(案)についてのパブリックコメントを今現在行っています。6月22日まで30日間実施することとしています。説明会についても、本日そして、明日の函館を含めまして道内で開催していきます。

次に、3ページ目をご覧ください。参考までに、こちらは農林水産省が5月29日に公表したプレスリリースです。先月末にフランスのパリで開催されましたOIE、国際獣疫事務局総会におきまして、日本が「無視できるBSEリスク」の国、いわゆる清浄国として認定されたという内容です。あわせてご報告させていただきます。

今後の予定としては、6月22日までパブリックコメントを行いました後、道としてそのパブリックコメントに対する回答を公表するとともに、道議会での議論もあります。最終的には、検査対象月齢や見直し時期について知事が判断することとしています。

以上、私から説明を終わらせていただきます。

○司 会(道農政部畜産振興課):

ありがとうございました。

ここで10分休憩をとりまして、質疑に移ります。

なお、質問につきましては、多くの方からの質問に効率的にお答えしていくため、市町村、所属、氏名をはっきり述べてください。また、質問は1人1問ずつ簡潔にお願いします。

再開は14時45分からとします。

— 休 憩 —

### (3)質 疑

○司 会(道農政部畜産振興課):

時間となりましたので、質疑に移ります。

回答者は、農政部畜産振興課の奥田課長、小田主幹に保健福祉部食品衛生課の本郷主幹を加えてお答えします。

ご質問につきましては、多くの方々からの質問の効率的にお答えしていくため、市町村、所属、氏名をはっきり述べてください。また、質問は1人1問ずつ簡潔にお願いします。

それでは、どうぞ。

説明でわからなかった点や説明不足の事項がありましたら、何でも構いませんのでよろしくをお願いします。

○質問者A:

今日の説明で、飼料、肉骨粉の規制やSRMの除去、それから個体識別制度などを徹底していくことによってBSEの発症などを抑えていけるのだ、対策がとれるのだというような説明は非常によく理解できたと思います。

ただ、このような規制や対策がちゃんと取られているかどうか、その有効性とか実効性を確認、検証するためにBSE検査があるのだということも説明の中であったと思うのですが、本当にそういう対策が取られていて、実効性があるのかを検証するための検査をやめていいのですかと、私にとっては非常に矛盾を感じる説明だと思いました。

国は、7月から21か月齢以上48か月齢以下のBSE検査費の補助を打ち切る方針だということが先日の北海道新聞の記事に載っていましたが、これが意味するところは、もうBSE検査そのものはやるなという国の意思だということなのか。そうであるならば

北海道としては、全頭検査をやらないことではなくて、BSE検査そのものをやらなくていいのじゃないかというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。あるいは、30か月なら30か月と線を区切って、そこだったらやろうかというふうに思っていられませんか。それによって消費者である私たちにとって本当に信頼できる結果を得られるのかどうかがとても心配です。

簡潔にということなので申し訳ないのですが、この中では出てきていなかったのですが、一度いろいろなものが解禁されて出回り始めると、生肉という形で牛肉が出てくれば、究極の話、牛肉は食べないというふうに決めることも可能でしょうけれども、ゼラチンとか、あと粉になったりエキスになったりした場合、私たち消費者にはそれを目で確かめることはもうできなくなる訳です。そういったことに対する不安も実はずっと持ち続けていなければいけないのでしょうか。子供のスナック菓子とかいろんなものにそういうものは入ってくる可能性がある訳で、BSE検査を止めることの意味を、止めると言うほうも消費者のほうもよく理解した上で決めないといけないのじゃないかと思うのですが、そのあたりはご担当の方々はどう考えていらっしゃるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

#### ○奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):

我々家畜衛生を担当する立場としては、病気のサーベイランスといいますか、検証というのは必要だと思っています。そこで、検査を止めることはあり得ないことです。

一般の方は、と畜牛、生きていた牛をと畜する時に検査するのがBSE検査だと思っているのですが、基本的には、なぜか解らないけれど死んでしまった牛というのが一番危ないものですから、世界的にこれをハイリスク牛と言いますが、あれほど検査をしていないアメリカすら見つけているのは、ハイリスク牛に絞り込んで検査しているから見つけているのです。特に高齢牛で死んだ牛が危ないのです。これがまかり間違っても肉骨粉になって飼料にでもなったりすると大変なのです。これはしっかり検査しないとだめなのです。OIE基準でも、ハイリスク牛を中心に毎年必ず検査をなさうということになっています。

そこで、先ほどもありましたけれど、今現在、死んだ牛については24か月齢以上は全て検査されているのです。それから、臨床的に異常のあるものについては24か月齢以下でも検査しています。そこで、生きていたものは検査できないものですから、死んだもの、もしくは殺したもので検査するしかなくて、と畜牛については行っていますけれども、世界的にも若い牛は感染していても検査では解らないと言われていました。これまで国内で36頭BSEが出ていますけれども、実際は100頭以上感染していた牛はいたはずだと言われていました。これまで30か月齢以下の若い牛で2頭陽性になっていますが、これは基本的には陽性ぎりぎりのもので、異常プリオンたん白質の量は、通常のBSEの1,000倍位の濃度であり、それでようやく陽性になるようなものでした。実際に病変は全くない状態で、21か月、23か月とありましたけれども、マイナスと言われてもおかしくない。実際、伝達試験といまして感染試験を行っていますけれども、マウスの頭に接種するのですが、この接種試験でも2代陰性というような結果でありまして感染性はない状態。要するに、若い牛では感染していても検査でマイナスになるものがかかなりありまして、たまたま陽性になっても実際はマイナスになっているものとの差はない結果になったことです。

正直、この検査をする時、厚生労働省は、このような疑わしい事例が出てくるので世界的な基準の30か月以下でやるべきじゃないかこととかなり議論はされたところですが、牛

肉が全く売れなくなったという状況を踏まえて業界団体から、やれることは全てやってくれと。データを貯めるためには、意味はないかもしれないけれど全頭検査を行ってくれという要望があって始めたというのが事実なのです。

実際30か月以下については、世界的には、行っても今のような紛らわしい結果になるし、若い牛では陽性になりません。感染実験を行われてわかっていますけれども、先ほどもありました、この感染というのは回腸のパイエル板というところがありまして、若い牛はここから大きなたん白質が入るのです。大人になると入らないのですが、若い牛はパイエル板から感染して、時間をかけてじっくり上がって行って、最終的に脳の入り口の延髄とか脳幹部にたくさん溜まっていくのですが、これまで少なくとも48か月以上は溜まらないことが実験感染からわかっているのです。溜まらないと検査では絶対陽性にならないので、ある意味、検査で陰性だから安全だと思われるのが一番困るところです。実際、検査では陰性になっていても感染しているものを見逃すのははっきりしています。だからこそ特定危険部位は除去する。これが一番大事とされています。

世界的にはそうですが、イギリスでは、フィードバンというのですが、飼料規制で動物性たん白質を牛に食べさせないことで、世界的には昨年は21頭まで数が減って撲滅宣言寸前ですが、飼料規制を行うことによって、間違っただけのように孤発性のものが出たとしても紛れ込んでこない対策がとれることは実証済みなのです。要するに、検査はやめる訳ではない。検査は絶対必要なのでやるのですが、的を絞って効率的にやらないと意味のないことになってしまう。ほかにやるのがたくさんありますから。清浄国になりましたけれども、特に重要なのは検査ではなくて飼料規制と特定危険部位の除去です。こちらをしっかりと監視していくことが大事だと我々は思っていますし、消費者の皆さんもそういったような目のつけどころで。

平成13年に発生があった時に、実際に海岸に肉骨粉は積んであったのです。野積みされた状態で、どこから来たのか解らない。それがどこかに消えてしまうのです。そういったような事態がありました。そういうことがないように、しっかりと見ていく必要があると思いますし、検査につきましては、高齢なものについては飼料で肉骨粉を食べていなくても孤発性のものが出てくる危険性は十分ありますので、高齢なものはしっかりと検査をする。と畜についてもしっかりと検査をすることが重要なだと思っています。そこで、検査は効率的にやるのが本来のサーベイランスのあり方だろうことで、そちらのほうにシフトしようというような考え方です。

○司 会(道農政部畜産振興課):

よろしいでしょうか。

○多田食の安全推進局長(道農政部):

今、奥田がご説明したとおりなのですが、ちょっと補足しますと、さきほどの説明の中で、飼料規制などを確認するためにずっと全頭検査を続けてきたことについて、それだったらこれからも続けていけばいいじゃないか、そこが矛盾だとおっしゃるのですね。

これまで飼料規制を行って全頭検査を行ってきて、結果的に11年間ずっとBSEが出なかった訳です。ということは、このまま続けていけばずっとまた出ないことですから、全頭検査を行ってきた結果、11年間出ていないので、そのことが認められて清浄国と認められた。さきほどの農水省のプレスリリースにも、11年間発生していないとか、8年以上飼

料規制を行っているというのがありますが、それが行われていけばこれから先も出てこないから安心ですよと言っている訳で、そこは矛盾はしないと。これまでずっと行ってきた結果、11年出ていないことは、これが前提で続けられていくのであれば、これから先も発生しないというロジックになる訳です。ですからそのところは、我々も飼料の収去の回数などもできるだけふやして、検査体制、SRMの管理もきちんと行っていきましょうことで、これから飼料規制とSRMの除去についての強化みたいなものをしていくと。また、そのことについて消費者の皆様方にも見ていただく機会もあるし、情報を提供していきたいというふうなことを考えているところです。

**○司 会(道農政部畜産振興課):**

よろしいでしょうか。

**○質問者A:**

今のご説明ではむしろ納得できなくて、最初にご説明をいただいた、検査はやめることではなくて、ある程度効率的に対象を絞ってやり続けることに関しては納得できました。

そうであるならば、やはり間違いなく、さきほどおっしゃられたように生産する側、それを流通させる側、そういったところを、きっちり規制を守ってやってくれるのでしょうかで監視する体制に穴がないように。それを行っていただかなければ多分、効果は上がらないと思うのです。そういうふうにやっていることをちゃんと説明していただくことが、安心して納得して物を買える、牛肉を買える、牛肉に由来する商品を買えることにつながっていくのだと思います。

ですから、先ほどもおっしゃられていたように、OIEですか、清浄国とみなされたということの意味は、これからも日本という国からは絶対にBSEは出ないというお墨つきをいただいたというふうに理解してはいけなくて、これからもこういうふうにより続けてください、お手本になってくださいという期待なのだというふうに理解すべきだと私は思うのです。なので、胸を張って、11年間何もなかったからもういいのだというような、そういうスタンスでは逆に聞いているほうとしては不安になります。申し訳ないのですが、だから究極の目的は、日本の国の中で、もちろん北海道でBSEを出さないことだと思うのですが、そのためにどうしたらいいのかということについて積極的というか、わかりやすい説明をしていただくことを私は希望します。

**○奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):**

了解しました。基本的には、11年とかそういうことではなくて、11年の根拠はあるにしても、いずれにしても飼料規制をしっかりやったことによって新たな感染が起こっていないというのが一つあります。それをもとに今後もしっかり飼料規制については監視を継続することで努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○司 会:**

よろしいでしょうか。

ほかに。

**○質問者B:**

今の質問に関連するのですが、配られました資料2の中で、基本的な考え方で、今、飼料の問題とか特定危険部位の話が出ました。そこで、この文章を読みますと、揚げ足を取るつもりはないのですが、「徹底」ということは、徹底されていないことではないかなと

いうふうに取り取れます。法律なりいろいろあったにしても必ず抜け道とか、実際にやはり法を破る人というのは中には……。北海道とは言いませんが、①、②についてはいろいろな意味でやっぱり徹底されていないのが現状でないかと。

確かに建前ではいろいろ規制されていることは解るのですが、より具体的に規制の方法なりですね。例えば飼料にしても、全量検査はあり得ないのではないかと。だから、いろいろあります。ほんとのそのチェック体制、どこまでやられているのかを聞きたい訳です。

だから、今のところBSEが出ていないからいいのではなくて、ちょっと気が緩むといろんな意味で問題が出てくると、より具体的に飼料規制とか特定危険部位の除去の問題について、ほんとにどこまでチェックがされて、どの位危険性があるのかという認識があるからやることではないかと思うのです。だから、もうすこし具体的な規制なりチェックの現状をご説明願えればなど。

それから、もう一点。この資料の中で非定型BSEに関しての問題ですが、国がいろいろ研究を進めていくことはいいとは思いますが、やはり牛肉については北海道は主産地でもあり、もちろん国に研究を行ってもらうことは大事ですが、ここの文言で、道立総合研究機構ですか、必要に応じて協力を行うという、こういう姿勢はちょっと弱いというか、もっと北海道が先頭に立つ位、国に余り頼らないで、多少お金をかけても、やはり安全性確保の観点から非定型BSEについて研究を率先して行うという意欲というか、この「必要に応じて」という文言では、やるのかやらないのか解らないような表現になっている訳です。この辺についての道のさらにこれからの展開というか、お答えいただければ。より具体的なお話をいただければと、例えば、違反もあつたのじゃないかというような感じ、前段の飼料規制など、その辺、具体的におっしゃっていただいて、ほんとの意味で徹底することであればあれですが、それが不安要素として残ります。

以上です。

#### ○奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):

飼料規制ですが、これは日本だけでは済まないことで国際的な取り組みです。国際間、輸出入の中で肉骨粉は扱わないというのがルールになっています。海外からは入ってきません。国内も、肉骨粉が飼料にまじるといけないことで、死亡牛につきましては全て一回肉骨粉にして、全部燃やしています。要するに肉骨粉というのは流通する状況にはなっていないのです。そうでありながらも、万が一に備えるために肉骨粉以外の輸入飼料、配合飼料ですからデントコーンや麦、牧草、このようなものを輸入しますけれども、このようなものを混ぜたものについて一応抜き取りで検査を行っているのが実態です。そこで、道内に業者がいますが、3年に1回は必ず立ち入るようにして、なおかつ一般の農家さんもありますので、これまで年間200件ほど実際に立ち入りして確認して、書類を点検した上で、材料といいますか飼料を持ってきて畜産試験場で検査を行ってきています。200件ほど行っていますが、これを300件位に増やすことで一応打ち合わせを行っている状況です。

とにかく飼料規制と言うのは簡単ですけど、物があると規制になりません。したがって、要するに肉骨粉は全て燃やすといったような根本的な対策を行ってきています。ただ、清浄国になりますと、と畜場残渣というのがありまして、SRMにも係るのですが、と畜場の中で牛を肉にする段階で出てくるSRMがあります。脳や回腸遠位部、脊髄、このようなものにつきましてはと畜場から出さないことで、と畜場の中で全て焼却しています。



死亡牛については肉骨粉にした後で焼却するといったような作業。と畜場についても、特定危険部位については除去したものはと畜場の中で焼却する。と畜場の中で焼却できない分については提携した焼却炉で焼却するといったようなことで、出てこない対策は取られています。

これまではそれでやってきましたが、清浄国になりますと、先ほどおっしゃったように緩んでくる可能性はあるだろうと。例えば、と畜場の中で特定危険部位から外れる部位も出てきますし、あるいは、少しでも使えばいいだろうというような動きも出てくるでしょう。そういったこともありますので、これにつきましては、今言ったように業者さんについては回数を増やすのですが、なおかつ、状況が変われば強化するようなことを考えましょうといったことで、まとめて「徹底」という表現を使わせていただいています。

S R Mについても、先ほど言いましたようにと畜場から出さない体制は取られていますので、これについても引き続き行っていきますし、S R Mも変わります。30か月以下は脊柱が外れてきますので、このようなものについてももしっかり答えが解るような分別管理をと畜検査員が行うというような体制を、今現在と畜場のほうと詰めながら行っている状況です。

そういったことがまず1点目かと思います。

それから、非定型B S Eですが、これは国内で2例発生がございまして、どちらも北海道ではなく本州で発生しています。したがって北海道には非定型B S Eのプリオンというのは本来ないのですが、定型という形で試験を行っています。中心になっていますのは国の研究機関です動物衛生研究所で、こちらと北海道大学、道の畜産試験場の3者で、協力関係を持ちながらこれまでも非定型B S Eについては研究を進めています。ただ、国の動物衛生研究所が中心で企画などを行いながら、お金も文科省が出すという形で研究が続いています。

北海道の畜産試験場のメリットは、実際に牛を使って、牛に接種するとか食べさせるとか、このような試験ができるということがあります。あくまでもプリオン、物につきましては北海道のものではありません。下請という形で、この分を行ってくださいことで、「はい、わかりました」ことでこれまで協力をしてきていますし、今後についてもそういった形で協力をするという形です。企画については動物衛生研究所、北海道大学が中心になって、北海道の畜産試験場も知恵を出しながら一緒に行っていく。予算の関係もありますが、主従関係もありまして「協力」という言葉を使わせていただきましたが、決して後ろ向きことではなくて、協力して一緒になってやっていく予定にしていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○司 会(道農政部畜産振興課):

よろしいでしょうか。

○質問者B:

そうであれば、「必要に応じて」という表現は余りふさわしくないのではないかという感じがしますが。

それと、もう一点よろしいでしょうか。私たち消費者は科学的な問題について全く無視している訳ではないのですが、今回の全頭検査廃止というのは行政の継続性という意味においても唐突というか、4月以降も全頭検査を続けることでスタートして、我々も一応安

堵したのですが、急な感じの流れとして不安というのでしょうか。そういう意味において、やはり今回のこのBSE問題、全頭検査問題というのは食の安全性の象徴的な感じがしています。一旦決めたのであればもっと継続性を持ってですね。いかにも拙速な感じで、ばたばた。もちろん国が中心で決めているというような感じはするのですが、道としても、もっと道民の安全・安心を守る視点からも継続性といいますか、何か振り回されているなど、北海道のクリーンなどといいますか、そういうような意味合いからも、もっとどっしり構えて全頭検査継続。

私の所属するところでも全頭検査に関して反対ことでパブリックコメントは既に出していますが、この場でも、ぜひ行政の継続性なり、このまま行きますと、BSE検査自体も止めてしまうというような雰囲気全体としてTPP協定などの関連も含めて出てくるのかなど、不安視しています。一応そういう意見ことで申し上げます。

**○奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):**

はい。承りました。基本的に全頭検査というのは国が始めたのが最初です。先ほども言いましたけれども、若い牛については検査では陽性にならないことは世界的にも言われています。当初、坂口厚生労働大臣がとりあえず当面ことで始めたのが本当でありまして、国は言った手前、途中で見直してきたのは事実ですが、とはいいいながら実際に発生がありましたから。なおかつ国内でも、先ほどありましたけれども、飼料規制は大丈夫か、と畜場の中は大丈夫か、ピッシングを行っているぞというような状況があった中では、見直しはちょっと難しいだろうことで各自治体が一斉に横並びでやってきたのが事実です。

我々も清浄国を前にして2年ほど前からヒアリングを続けてきた中では、業界団体の方々は、科学的に必要なことはわかっているけれども、一県だけやめると流通、消費で相当被害といいますか風評が立ってしまうことで、止めるのであれば全頭検査。また、平成20年に全頭検査を継続する時もアンケート調査を道は行っていますが、全頭検査を求める声が8割位はありましたが、「いつまで」という質問を実はしています。過半数の方は清浄国になるまでとお答えになっているのです。そういうこともありまして、清浄国になりますかどうですかと言いましたら、清浄国になって日本にBSEはないことになったら、それは国際的な考え方なのだろうねということがあったのは事実です。ただ、言われたのは、全国横並びでないと流通、消費で風評が立つのは間違いないので、続けるのも全国一緒、やめるのも全国一緒にしてくださいということは言われてきたのは事実です。

そういうことも想定しながらいろいろ議論いただいていたところですが、各県知事さんが既におっしゃられているところは、科学的にはわかっているけれども、やめるなら全国一斉にしてちょうだいというように皆さんおっしゃっているのは事実です。科学的な根拠ではなくて、あくまでも流通、消費に対する影響が大きいという視点で物を語っておられるというのは事実ですので、参考までに述べさせていただきます。よろしく申し上げます。

**○司 会(道農政部畜産振興課):**

どうぞ。

**○質問者C:**

今ご質問がありましたことと関連しますし、ご回答をいただいたところですが、どうも食料の危機管理になりますと海外とのことも踏まえて政治判断が優先されるように聞こえていきます。今まで道が積極的に全頭検査に取り組んでくださったことに対して、北海道

は生産基地でもあるだけに、道の財政が困窮している中であってもこの継続したことに対して私ども道民は本当に応援していたつもりです。

今回、ここへ来まして急遽、全頭検査が中止になることに対して、何となく突発的なことで、これも政治判断でそういう動きになったのではないかと不信感を持っているところでは、これに対してご回答をいただきたいと思えます。

**○奥田家畜衛生担当課長(道農政部畜産振興課):**

政治判断ということは過去にはあったと思えます。平成13年に全頭検査を始め、実際にアメリカ産牛肉が輸入緩和されたという動きがあったのは平成17年、あの当時は恐らくあったと思えます。実際BSEが発生して4年で検査対象月齢が21か月以上に法律上は変わりまして、全頭検査は継続したのですが、アメリカ産牛肉は20か月齢以下については検査していないものが入ってきたというのは、恐らくあれは政治判断ではないかということは識者の認識するところかと思えます。我々はそういう拙速なものではなくて、しっかり実験感染のデータや、間違いなく飼料規制なり特定危険部位の除去の検証がなされるまでは、全頭検査でも、やれることは全てやるべしというのは同じ考えでありましたけれども、少なくとも飼料規制を行ってからこの11年間、新たな感染はありません。少なくとも飼料規制がしっかりと効果を発揮したから新たな感染がなかったことは言えると思えます。

ある意味それを評価されたからOIEで「リスクを無視できる国」になったと思っています。新たな感染は起こっておりません。なおかつ肉骨粉も流通しておりません。全て焼却されています。この状況であれば、少なくともBSEリスクはないと言えると思えます。BSEリスクがない中で、全頭検査の意味合いはもはや薄れているだろうと。あるとすれば、一県だけでもやめれば流通の面で風評が立つことが大きい障害だということが諸般の関係者の中の総論です。

あくまでも科学的根拠に基づいて、安心かではなく、安全かどうかの評価がなされた中では、既にそれは評価されたものと理解されています。ただ、安心の部分があるので、それをどう担保するかとなれば、やはりその辺は納得いくまで丁寧な説明をして理解いただく以外にないだろうと。少なくとも検査に関しては、若い牛は検査をしても陽性にはなりません。実際これまで1,300万頭行っていますけれども、20か月以下では、もちろん出ることはないと思っておりましたが一頭も出ません。それは感染していない訳ではなくて、感染している牛を見つけることができないのです。逆に、見つけることができない検査で安全だとか安心だとか言うのは間違っていることになると思えます。ただ、少なくとも発生している時点ではそんなことは言えません。本当に出ないのかという不安感があります。それを担保するために検査する意義はありますが、今BSEの種がないこの状態の中でやることは意味がないのは明らかかと思えます。

その辺のところを理解いただくためには説明するしかないと思えます。少なくとも全頭検査は、これから10年間行っても若い牛では出ていません。それは実験感染の結果がはっきりと証明しています。だから必要がないという話であって、先ほども言いましたけれども飼料規制が全てのもとです。先ほど変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の話もありましたけれども、これまで世界で220人ほど変異型クロイツフェルト・ヤコブ病、BSEを原因とする病気が出ています。イギリスでも、少なくとも飼料規制を行って以降、一人も新たな感染はありません。昨年、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病にかかれた2名の方、

これも飼料規制前に食べたものが原因でかかったと言われてしています。ですから飼料規制をすることが全てのもとなのです。検査ではありません。検査は絶対必要ですが、少なくとも若い牛では、検査を行って陰性だからと安心されては困ることです。検査を行っていないからこそ、若い牛については飼料規制とSRMの除去をしっかりと行ってもらうなければいけないというところに目を向けないと、間違ったメッセージになることは言えるかと思えます。

そういうところを理解していただいて、検査は絶対続けますが、若い牛については逆にやることによって間違ったメッセージになることだけご理解いただきたいと思えます。

○司 会(道農政部畜産振興課):

よろしいでしょうか。

○質問者C:

はい。

○司 会(道農政部畜産振興課):

ほかにご質問はありませんでしょうか。

説明でわからなかった点や不足している点、もっと聞きたい点などがありましたらどうぞお願いします。

これをもちまして説明会を終了しますが、最後にご質問があれば伺います。

#### (4)閉 会

○司 会(道農政部畜産振興課):

ないようなので、これをもちまして「北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)に関する説明会」を閉会します。

お帰りの際はアンケート用紙の提出をお願いします。出口の受付のところに回収箱を用意していますので、よろしくをお願いします。

また、現在実施しています北海道におけると畜牛のBSE検査の見直し(案)に係るパブリックコメントの募集要領を受付に用意していますので、関心のある方はお持ちください。

本日は長時間、ありがとうございました。